

青 運 整 第 3 9 1 号
平成30年12月28日

青森県内自動車運送事業者各位
青森県内レンタカー事業者各位

東北運輸局青森運輸支局長

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する措置の
導入の周知について

平成30年12月14日付けで、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）」が改正され、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設される旨、国土交通省道路局環境安全・防災課長より下記事項についての周知依頼がありました。

今後、大雪時に、道路管理者が定めた区間において、上記標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する措置（以下「チェーン規制」という）を実施することがあります。

記

【バス、タクシー、トラック等共通】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うこと。
- ・降積雪期には、タイヤチェーンの携行に努めること。

【レンタカー】

- ・直轄国道及び高速道路においては、大雪時にチェーン規制を実施することがあるので、道路情報に留意するとともに、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従うようレンタカー利用者に周知すること。
- ・降積雪期には、レンタカーへのタイヤチェーンの携行に努めること。

（参考）国土交通省道路局報道発表ページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001105.html